

入域料、ナショナル・トラスト活動の法定化

— 地域自然資産区域における自然環境の保全

及び持続可能な利用の推進に関する法律案 —

環境委員会調査室 中野 かおり

はじめに

「地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律案」(以下「本法」という。)は、第186回国会終盤の平成26年6月6日に衆議院環境委員会委員長提出に係る議員立法として提出され、同月18日に参議院本会議で多数により可決・成立した。本稿では、本法提出の背景、概要及び国会における主な論議について紹介する。

1. 本法提出の背景

(1) 自然環境をめぐる現状

我が国には、非常に豊かな生態系が存在し、数多くの自然の風景地や記念物に係る名勝地等がある。これらは、自然環境を保全することが特に必要な地域を除き、国立公園や国定公園等の自然公園として整備されることなどを通じて、その保全と利用の両立が目指されてきた。現在、年間約8億人が自然公園を利用しており、国民は自然環境の恵沢を享受するとともに、地元自治体は観光収入を得るなど多くの恩恵を受けている。一方、利用者数の増加に伴うオーバーユース等により、植生の踏み荒らしや不適切なし尿の処理等が問題となり、各地域で自然環境への悪影響が懸念されている。

こうした問題への対応については、各地域で状況が異なることや、国の財政面でも限界があることから、これまで地域の主導により、自然環境の保全に向けた取組が行われてきた。その代表的な取組として、以下の入域料の導入とナショナル・トラスト活動がある。

(2) 入域料の導入

自然環境の保全及び持続可能な利用の推進のためには、ごみやし尿の処理施設、植生の踏み荒らしを防ぐ柵、歩道等の整備が必要になるが、こうした環境対策や安全対策を実施する費用について、「汚染者負担の原則」又は「受益者負担の原則」¹の考えの下、利用者に対して負担を求める取組を行っている地域がある。一般的には、こうした利用者負担については、入山料、入園料等と言われているが、本法では、「入域料」と定義している。

国内の入域料の導入事例は表1のとおりであるが、その名称、対象、使途、徴収根拠等

¹ 受益者負担の原則とは、特定の利益(例えば、保養、健康増進、精神的やすらぎなど自然環境の利用による利益)を受けた者が利益に応じて費用を負担するという考え方をいう。環境基本法(平成5年法律第91号)第38条などで規定されている。

は様々である。最近の導入事例としては、2013年6月に世界文化遺産に登録された富士山において、同年夏に山梨県及び静岡県県の両県で試験的な導入として行われた「富士山保全協力金」²が挙げられる（2014年7月から本格的実施）。なお、日本における入域料は100～1,000円という金額が相場になっており、海外の事例に比べると廉価な設定になっているが³、これは、海外では、オーバーユース状態にある利用者を適正水準にまで抑制するために入域料を高め設定していることが背景にあると考えられる⁴。

表1 国内の入山・入園・入島に関する税等の導入事例

自治体名	区分	課税対象・税率	導入年	税収等	導入の経緯・用途等
菊池市 (熊本県)	清掃協力金、駐車場整理料	菊池渓谷への入谷 ・高校生以上100円/人 ・駐車場整理料	1977年	協力金のみ1,430万円 (2012年度)	・優れた景観と清流、原生林の維持が目的。 ・「菊池渓谷を美しくする保護管理協議会」が収受。
岐阜県	乗鞍環境保全税 (法定外目的税)	乗鞍鶴ヶ池駐車場利用 ・自動車300円 ・大型自動車1,500円 ・バス2,000円～3,000円	2003年	2,011万円 (2012年度)	・マイカー規制を契機に、乗鞍地域の積極的な環境保全施策を実施。 ・財源を原因者に求める方法として、法定外目的税を導入。
青森県	森林環境整備協力金	白神山地への入山 ・大人300円 ・小中学生200円(任意)	2003年	509万円 (2012年度)	・暗門の滝やその周辺の歩道の修復など環境整備に使用。
伊是名村 (沖縄県)	環境協力税 (法定外目的税)	旅客船、飛行機等により伊是名村へ入域する行為 ・1回の入域につき100円	2005年	359万円 (2012年度)	・伊是名ビーチや伊是名山森林公園、尚円王御庭公園等数多くの観光施設の維持管理、及び島内の環境の美化・保全に要する費用に充当。
鹿児島県	屋久島山岳部保全募金	屋久島への入山 ・1人500円	2008年	1,983万円 (2012年度)	・し尿搬出経費や登山道維持管理経費確保のための募金。
山梨県 静岡県	富士山保全協力金	山頂を目指す登山者 ・1,000円を基本(任意)	2013年夏期 (試行実施)	3,413万円 (2013年夏期)	・利用者負担の本格導入に向けた課題整理のために実施。 ・収入は富士山の環境保全、登山者の安全対策に利用。

(出所) 環境省資料等より作成

(3) ナショナル・トラスト活動

ナショナル・トラスト活動は、良好な自然環境を国民又は地域の財産として保全していくことを目的として、寄附金等を募って土地の取得を行い、その土地を維持管理する仕組みをいう。19世紀末のイギリスが発祥の地であるが、日本においては、1964年に鎌倉で古都の景観を宅地造成から守ろうと、地元住民が財団法人を結成して土地を買い上げた事案が最初の例だと言われている。1977年には「知床で夢を買いませんか」というキャッチフレーズの下、知床の土地を買い上げるために全国から寄附を募った「しれとこ100平方メートル運動」が起こり、ナショナル・トラスト活動の意義が全国に普及する契機となった。その後、和歌山県の天神崎、北海道の釧路湿原、埼玉県の狭山丘陵のトトロの森など各地でナショナル・トラスト活動が展開されるようになり、現在50以上の団体が活動している。

² 富士山保全協力金は、富士山の環境保全や登山者の安全対策のため、五合目から山頂を目指す登山者に対して、原則1,000円の負担を求めるものである。2013年夏に10日間の試験的な導入を行った結果、徴収金額は約3,400万円になった。

³ 例えば、キリマンジャロ国立公園(タンザニア)では、入園者から一日約5,800円の入園料を徴収している。

⁴ 仮に富士山で世界遺産登録により登山者が3割増加すると想定した場合、登山者数を現状に維持するためには、7,000円の入山料が必要との試算がある。(栗山浩一「富士山の入山料 導入によって、保全は実現できるのか」『グリーン・パワー』421号(2014.1)4～5頁)

また、1983年には「ナショナル・トラストを進める全国の家」が結成され⁵、全国的な組織として幅広い活動を行っている。このように、日本におけるナショナル・トラスト活動は、様々な形態で実施されている。その実施主体は、必ずしも民間団体のみではないが、民間団体が中心となり、ときには行政や企業による開発に抗しながら、既存の枠組みでは守りきれない自然環境を開発の危機から救う取組として行われてきた。

(4) 本法の提出

本法は、こうした入域料やナショナル・トラスト活動などの取組の推進を図るために起草された。その目的は、国立公園、国定公園等の自然環境を保全し、及び持続可能な利用を推進するため、公的資金を用いた取組に加えて、利用者による負担（入域料）、民間団体等が寄附金を募って行う土地の取得・管理（自然環境トラスト活動）⁶など民間資金を用いた地域の自発的な取組を推進することである。本法は、自民党内で検討された後、各党の協議を経て、平成26年6月6日に衆議院環境委員会委員長提出に係る議員立法として提出された。

2. 本法の概要

本法の基本的なスキームとして、環境大臣及び文部科学大臣は、関係行政機関の長に協議し、「地域自然資産区域」⁷における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する「基本方針」を定め、都道府県又は市町村（以下「都道府県等」という。）は、単独で又は共同して、「基本方針」に基づき、「地域自然環境保全等事業」⁸、「自然環境トラスト活動促進事業」⁹に関する「地域計画」を作成できることとしている。そして、都道府県等が「地域計画」に従って行為を行う場合には、自然公園法（昭和32年法律第161号）、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく許可等を不要とする特例を設けている。また、都道府県等は、地域計画の作成に関する協議及び地域計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会を組織できることとしている（図1参照）。

その他、都道府県等による自然環境トラスト活動を促進するための基金の設置、国の努力義務として、「地域計画」の作成に関する助言及び財政上の措置、国及び都道府県の努力

⁵ 「ナショナル・トラストを進める全国の家」は、1992年に法人化され「公益法人日本ナショナル・トラスト協会」となり、2012年には「公益社団法人日本ナショナル・トラスト協会」へと移行した。

⁶ 自然環境トラスト活動とは、ナショナル・トラスト活動とほぼ同義である。

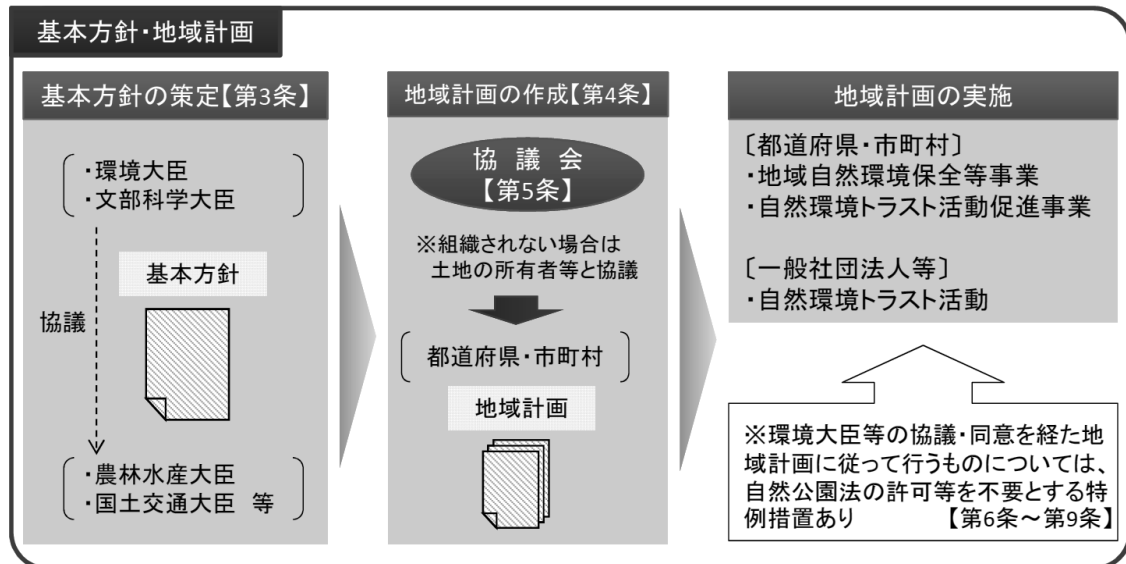
⁷ 地域自然資産区域とは、地域自然環境保全等事業が実施される区域及び自然環境トラスト活動促進事業に係る自然環境トラスト活動が行われる区域をいう。（後掲注8、9参照）

⁸ 地域自然環境保全等事業とは、都道府県等が、国立公園、国定公園等の自然の風景地、記念物に係る名勝地その他の自然環境の保全及び持続可能な利用の促進を図る上で重要な地域において、当該地域の自然環境を地域住民の資産として保全し、及びその持続可能な利用を推進するために実施する事業であって、当該事業を実施する区域内への立入りについて、当該区域内に立ち入る者から収受する料金（入域料）をその経費に充てるものをいう。

⁹ 自然環境トラスト活動促進事業とは、都道府県等が、当該都道府県等の区域における自然環境を地域住民の資産として保全し、及びその持続可能な利用を推進するため、自然環境トラスト活動を促進する事業をいう。

義務として、自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を図る上で特に重要な土地の取得等が盛り込まれた。なお、本法の施行期日は、公布の日（平成26年6月25日）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日である。

図1 本法の概要



(出所) 衆議院資料

3. 国会における主な論議

本法については、衆議院環境委員会で、平成26年6月6日に起草に先立って一般調査を行い、同月10日に衆議院本会議において多数で可決した。その後、参議院環境委員会で、同月17日に審査が行われ、翌18日、参議院本会議において多数で可決・成立した。以下、本法の国会における主な論議について紹介する。

(1) 地域自然資産区域

本法第1条では「地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進」を目的として掲げていることから、本法第2条で定義されている「地域自然資産区域」について、本法で例示されている国立公園や国定公園等の自然公園に指定されている地域以外も対象になるかとの質疑があった。本法提出者側は、「本法では、国立公園、国定公園、名勝地を例示しているが、それらに限定されるものではなく、自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を図る上で重要な地域であれば対象となる」旨、答弁している¹⁰。

また、自然環境保全法に規定される自然環境保全地域や原生自然環境保全地域は、自然環境の利用の増進を法の目的としていないため¹¹、本法に規定される地域自然資産区域の対象とはならない旨、確認する質疑があった。本法提出者側は、「自然環境保全法に基づいて指定された地域であっても本法に基づく取組を通して自然環境の保全を図ることが有益

¹⁰ 第186回国会参議院環境委員会会議録第10号3頁(平26.6.17)

¹¹ 自然環境保全法は、「自然環境を保全することが特に必要な区域等の生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全を総合的に推進すること」(第1条)を目的として掲げている。

である場合には、本法の対象から排除されない。ただし、原生自然環境保全地域については、自然環境の利用の推進が想定されていないため、対象にはならないと思われる旨、答弁している¹²。

(2) 入域料

ア 入域料に関する環境省の見解

国立公園等において利用者から料金を徴収することについて、所管官庁である環境省はどのように受け止めているかとの質疑があった。環境省は、「地域の実情に応じて関係者との丁寧な合意形成、使途の明確化など、適切な過程、手法のもとで、利用者にも費用の一部負担をお願いすることは、自然環境の保全と持続可能な利用の充実に資するものであると考える」旨、答弁している¹³。

このように環境省は、入域料について肯定的な見解を示しているが、各地で実施されている入域料については、料金設定、徴収方法、徴収コスト、具体的な使途などにおいて様々な問題があるため¹⁴、入域料に関する課題の抽出・整理を行うなど、国として果たすべき役割があるのではないかと質疑があった。環境省は、「本法では、国が基本方針を定めるという規定があるので、基本方針の中で重要事項についてはしっかりと検討して書き込んでいく」旨、答弁している¹⁵。

イ 入域料の法定化による影響

本法に基づく地域計画を策定して入域料を徴収する地域とそうでない地域が存在することになり、何を根拠に入域料を徴収するのか不明瞭となり、かえって利用者や国民が困惑するのではないかと懸念する質疑があった。環境省は、「自治体が条例等を定めて税として費用を徴収している例や、協力金として任意で費用を徴収する例など、特定の地域に立ち入る利用者に費用の負担を求めている事例は各地にあるが、いずれの場合においても費用の負担を求める場合には、その根拠を明らかにするとともに、徴収した資金の使途を明確にすることなどが重要である」旨、答弁している¹⁶。

また、本法が制定されることにより、入域料が国立公園等の利用者の負担となり、自然を自由に享受する妨げになるとの懸念がある一方、自然環境を守るという名目の下に、様々な施設が建設され、逆に環境保全という考え方が曖昧になって、利用の推進のために入域料が使われてしまうことを懸念する質疑があった。環境省は、「本法に規定する入域料については、地域自然資産区域の自然環境の保全及び持続可能な利用の推進のために充てられ、入域料の徴収方法やその使途等については国が定める基本方針に基づいて作成される地域計画に盛り込まれることになっている。また、基本方針に沿って、多

¹² 第 186 回国会参議院環境委員会会議録第 10 号 3 頁 (平 26. 6. 17)

¹³ 第 186 回国会衆議院環境委員会会議録第 9 号 14 頁 (平 26. 6. 6)

¹⁴ 例えば、2014 年 7 月から本格的に開始された富士山の入山料について、徴収時間を山梨県は 24 時間としたのに対して、静岡県は人件費の関係から午前 9 時から午後 6 時までの日中だけとしている。これについて、静岡県側には、徹夜で富士山に登る危険な弾丸登山の登山者が流れてくるのではないかと懸念がある。(『毎日新聞』(平 26. 6. 29))

¹⁵ 第 186 回国会参議院環境委員会会議録第 10 号 3 頁 (平 26. 6. 17)

¹⁶ 第 186 回国会衆議院環境委員会会議録第 9 号 9 頁 (平 26. 6. 6)

様な関係者により構成される協議会等で透明性を確保しながら地域計画について検討が進められることにより、法目的に沿った活動が地域で促進されると認識している」旨、答弁している¹⁷。

(3) ナショナル・トラスト活動

ア ナショナル・トラスト活動の実施主体

日本のナショナル・トラスト活動は、自然環境保護行政の枠組みでは守り切れない自然環境を開発の危機から救うとの市民の強い自発的な意志を源とし、寄附金を集めて土地を買い取って守るといふ、主に民間団体が行う活動として展開されてきたが、この点について、環境省の認識を問う質疑があった。石原環境大臣は、「ナショナル・トラスト活動は、日本の良好な自然をしっかりと守っていこうという、民間団体の活動を中心に全国で展開されてきたと認識している。良好な自然や生物多様性を守っていくためには、これまでナショナル・トラスト運動を主導してきた人々と行政が連携していくことが重要である」旨、答弁している¹⁸。

さらに、本法では、ナショナル・トラスト活動の実施主体について、税の優遇措置を受け以前から中心的に活動してきた公益法人だけではなく¹⁹、新たに一般社団法人や一般財団法人等を規定しているため、本法に基づく特例措置を利用することにより、一般財団法人等が土地を取得しやすくなり、収益を優先して自然環境の利用の促進につながるのではないかと懸念する質疑があった。環境省は、「我が国におけるナショナル・トラスト活動は、これまでも公益社団法人、公益財団法人だけでなく、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人等様々な主体により全国展開されてきた。また、特例措置については、ある地域で様々な活動を行うときに、個別の法律に基づいて幾つも申請することなく、国が活動内容を一括審査して認めるものである」旨、答弁している²⁰。

イ 自然環境トラスト活動基金の設置

自然環境トラスト活動基金については、本法第 10 条で、都道府県等が自然環境トラスト活動促進事業等に充てる経費の全部又は一部を支弁するため設置することができるとされている。同基金の設置の目的について、自治体が自ら土地を取得する場合と自治体が民間トラスト団体の活動を支援する場合が想定されるが、環境省としてどのような考えを持っているかとの質疑があった²¹。環境省は、「どのような目的で基金を設置するかは各地方公共団体の判断によるものと考えますが、民間団体によるトラスト活動を支援するための基金の設置は、トラスト活動全体を促進するための有効な手段の一つと考

¹⁷ 第 186 回国会参議院環境委員会会議録第 10 号 6 頁（平 26. 6. 17）

¹⁸ 第 186 回国会衆議院環境委員会会議録第 9 号 4 頁（平 26. 6. 6）

¹⁹ 1985 年に政府はナショナル・トラスト活動の一層の推進を図るため、ナショナル・トラスト活動を行う一定の要件を備えた公益法人に対する寄附金や不動産に関する税制上の優遇措置を講じている。

²⁰ 第 186 回国会参議院環境委員会会議録第 10 号 5～6 頁（平 26. 6. 17）

²¹ 公益社団法人日本ナショナル・トラスト協会は、本法に関する意見書において、「地方自治体に対して、他の社会資本同様にまずは「税金」で、良好な自然環境の保全・再生（土地の取得を含む）に取り組むべきことを明確に示すこと」を求めている。（<http://www.ntrust.or.jp/index/ikensyo20140514.pdf>）

える」旨、答弁している²²。

また、これまで民間トラスト団体は、土地を取得するために創意工夫して寄附金を集め基金として積み立ててきたが、地方公共団体が自然環境トラスト活動基金を設置すると、地方公共団体が設置するトラスト基金に対する信頼性の方が高いため、民間トラスト団体への寄附金先細りしていくのではないかと懸念する質疑があった²³。環境省は、「各地方公共団体で十分な予算が確保できない場合には、基金を設置して寄附金により自然環境の保全を行うことも有効な手段の一つと考えている。地方公共団体が基金を設置する際、既に地域で活動している民間団体がある場合には、これらの団体と十分に連携することが必要と考えている」旨、答弁している²⁴。

ウ 長期的な土地の維持管理の必要性

ナショナル・トラスト発祥の地であるイギリスでは、ナショナル・トラストによって取得した土地は法律によって譲渡不能とされている。しかし、日本には同様の制度がなく、ナショナル・トラスト活動によって取得した土地が財政事情等により維持できなくなり、開発業者の手に渡るおそれがあることから、そうした事態を想定した措置を講ずべきとの質疑があった。環境省は、「地域でトラスト活動を行う団体も含めて、地域の保全及び持続可能な利用を図るためにどのような形で進めるのがいいのか、自治体が中心になって議論されるものであると思っている」旨、答弁している²⁵。

このように環境省は、ナショナル・トラスト活動による長期的な土地の管理については地域が主体的に取り組むべきとしている。ただ、平成 21 年 9 月に環境省が取りまとめた「民間団体等による自然環境保全活動の促進に関する検討会報告書」では、イギリスのように、ナショナル・トラスト活動を行う民間団体等がその所有する土地、建物等について将来にわたり保全し続けることを表明したときは、当該土地、建物等については売却や担保に供されず、また国会の議決があるなど特別の場合を除き、当該土地、建物等が強制収用されないこととする仕組みの可能性を検討することが必要であるとしている。

(4) 本法の運用上の問題点

本法では、都道府県等は、地域計画の作成に関する協議等を行うために協議会を組織することができるかとされているが、協議会について恣意的なメンバー構成がなされ、密室で議論が進められるおそれや、入域料等で集められた資金が明朗に使用されるのかを疑問視する声があることについて、環境省としてどのように認識しているかとの質疑があった。環境省は、「入域料等の検討に当たって協議会等を設置する際の構成メンバーについては、土地所有者はもとより、地域にかかわる関係団体、地域住民、学識経験者等、幅広い関係

²² 第 186 回国会衆議院環境委員会議録第 9 号 20 頁 (平 26. 6. 6)

²³ 公益社団法人日本ナショナル・トラスト協会は、本法が制定されると、「寄附金集め及び土地取得が困難となり、わが国における真の意味でのトラスト活動が阻害されるようになる」ことを強く懸念している。(前掲注 21 参照)

²⁴ 第 186 回国会衆議院環境委員会議録第 9 号 5 頁 (平 26. 6. 6)

²⁵ 第 186 回国会参議院環境委員会会議録第 10 号 2～3 頁 (平 26. 6. 17)

者で構成することにより、公正さを確保することができると考えている。また、検討過程や集めた資金の使用結果については積極的に公開するなど、透明性の確保が図られることが重要である」旨、答弁している²⁶。

さらに、本法には、地域計画の策定後に事業をチェックする規定がないこと、また、環境省が基本計画やガイドラインを作成してもそれが計画どおりに行われているのか、地域計画とそごがないか、一つ一つの事業を監視する措置がないことを懸念する質疑があった。石原環境大臣は、「本法は、自発的な取組の促進法であり、自然環境保全のための自発的かつ主体的な取組が各地域で促進されることを期待している」旨、答弁している²⁷。

(5) 本法によらない他の制度の必要性

入域料については、その用途が環境保全か否かに関係なく、高い料金を課すこと自体に意味があり、それによって利用を抑制することが環境保全につながるという考え方の下、入域料を法定外目的税ではなく、法定外普通税で徴収することはできるかとの質疑があった。牧原環境大臣政務官は、「現在、入域料を法定外普通税として徴収している事例はないと承知しているが、条例により法定外普通税として創設することは理論的には可能である」旨、答弁している²⁸。

また、自然環境を保全するためには、オーバーユースを解消することが極めて重要であるとの認識の下、2002年の自然公園法の改正により導入された「利用調整地区制度」を積極的に活用すれば本法は必要ないのではないかとの質疑があった。同制度は、公園利用による自然環境への影響を防ぎつつ、原始的な自然を対象とした質の高い利用の機会を確保することを目的として、指定区域内への立入利用を一定のルールの下にコントロールするものであるが²⁹、現在、知床国立公園の知床五湖地区、吉野熊野国立公園の西大台地区の2か所に適用されているのみである³⁰。石原環境大臣は、「自然公園法に基づく利用調整地区制度は、人数や期間の制限を行うことにより、自然体系が壊れることを防ぐための制限法であるが、本法は、自然環境の保全ために主体的かつ自発的な取組が進展することを期待する自発的な取組の促進法であり、法の立法趣旨が違っていると理解している」旨、答弁している³¹。

(6) 反対討論

参議院環境委員会において、日本共産党は本法に対する反対討論を行った³²。その主な

²⁶ 第186回国会衆議院環境委員会議録第9号8～9頁（平26.6.6）

²⁷ 第186回国会参議院環境委員会議録第10号6頁（平26.6.17）

²⁸ 第186回国会参議院環境委員会議録第10号4頁（平26.6.17）

²⁹ 具体的には、事前のレクチャーやガイド同行の義務付けを行い利用者数や利用期間を制限する。

³⁰ また、自然公園法に基づく利用者調整制度のみではなく、エコツーリズム推進法（平成19年法律第105号）に基づく特定自然観光資源への指定など、入域料と同様に課金する制度や利用者数を制限する仕組みがあり、これらの法律は自然環境を保全しつつ適正な利用を推進することを目的としていることから、新法制定に疑問を呈する声もある。（『朝日新聞』（平26.6.21））

³¹ 第186回国会参議院環境委員会議録第10号6頁（平26.6.17）

³² 第186回国会参議院環境委員会議録第10号7頁（平26.6.17）

理由は、第一に、本法は、比較的厳しい規制によって保護されている自然公園等において、自然環境の保全と持続的利用を目的としながら、一般財団法人等が規制緩和となる特例措置により自然公園等を地域自然資産として利用可能とさせるものであること、第二に、収益事業が多く占める一般財団法人等にナショナル・トラスト活動を開放させることは、取得した土地を収益事業に組み込んで利用促進に活用されること、第三に、新たな入域料の徴収は利用者の負担と入域の制限につながるとともに、入域料の徴収によって地域自然資産の一層の利用推進となり、自然環境の破壊となることを挙げている。そして、本法は、自然公園等に対する国の責任の放棄につながるものであり、国に対して優れた自然環境を維持管理する責任を果たすよう求めている。

おわりに

本法は、我が国における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を図るため、都道府県等による入域料などの費用徴収やナショナル・トラスト活動を実施するための基本的な枠組みを整備するものである。

これまで、国立公園は環境省、鳥獣保護区は環境省と都道府県、森林生態系保護地域は農林水産省、天然記念物や名勝は文部科学省というように所管が複数の機関にまたがり、利害関係者も複雑に絡み合っていることから、既存の制度が十分に活用されてこなかったが³³、本法で基本的な枠組みが整備されたことにより、入域料の導入やナショナル・トラスト活動について、地域の自主的かつ主体的な取組が促進されることが期待される。

一方、本法の運用に際しては、主に民間団体が主体となって進められてきたナショナル・トラスト活動や各地域で導入されている入域料など既存の取組と競合する可能性や、本法に基づく協議会の設置による幅広い関係者とのやり取りの必要性など新たな課題が生じることも想定される。特に、入域料の強制徴収については、観光客が減少するという理由により反対する声もあることから、導入に向けた合意形成は難航する可能性もある³⁴。

確かに、本法は「自主的な取組の推進法」とされ、都道府県等の実情に合わせた取組が望まれている。しかし、本法審議の際、石原環境大臣は「懸念に対しては適切に対処する」旨、述べているように³⁵、国としても、地域で基本方針等に沿った取組が行われているか適宜フォローアップをし、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進という法目的に沿った取組が適切に行われるよう支援していくことが求められる。

(なかの かおり)

³³ 前掲注 30 参照

³⁴ 『日本経済新聞』(平 26. 8. 4)

³⁵ 第 186 回国会衆議院環境委員会議録第 9 号 9 頁 (平 26. 6. 6)